# Kofax, Inc.
# ソフトウェア使用許諾契約

**重要なお知らせ：弊社のソフトウェア製品をお客様（または勤務先）のコンピュータやネットワーク上にダウンロードまたはインストールされた場合、本ソフトウェア使用許諾契約（以下、「本契約」）の内容にご同意いただいたものといたします。また、所属されている企業・団体の業務に関連する用途により本ソフトウェアをダウンロードまたはインストールされる場合は、お客様が弊社に対し、それらの企業・団体を代表して本ソフトウェアのダウンロード、インストールまたは使用にあたって下記のご使用条件にご同意いただいたものといたします。（その場合、本契約における「お客様」とは、お客様が所属する企業や団体を意味します。）なお、 弊社のソフトウェア製品をご使用いただくにあたり、ライセンスキーや製品登録が必要になる場合がございます。予めご了承ください。**

**1.　ライセンスについて。**Kofax社（以下「弊社」） は、お客様がインストールしダウンロードされた弊社ソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア」）の使用に関し、有限かつ非独占的ライセンス（以下「本ライセンス」）をお客様に供与いたします。本ライセンスは、お客様の本ソフトウェアのオブジェクトコード形式での使用を、ライセンス料をお支払いいただいている対象の用途（内部使用、評価、テスト、デモンストレーション、災害復旧）、期間および範囲に限り、認めるものです。本ライセンスの有効性につきましては、お客様と弊社または正規Kofax販売代理店との間で合意された、ライセンス許諾を受けた製品（「本ソフトウェア」）および該当する使用制限（ボリューム制限や同時クライアントモジュールの制限など）を確認することができる一つまたは複数の有効な購入注文書によって、証明されています。年単位のボリュームライセンスをご契約されている場合は、お客様が本ソフトウェアを受け取られた日からの12ヶ月間を、ライセンスの有効期間といたします。

将来的に本ソフトウェアに含まれる機能・機能性に関しては、弊社が単独の決定権を所有するものとし、いかなる場合においても本契約はお客様に対して今後、特定の機能・機能性の提供を約束するものではありません。

**2. 契約と契約終了。** 本ライセンスは、本契約に記載された条件に基づいて終了される場合を除き、永続的に有効となります。お客様は、本ソフトウェアの全てのコピーおよび関連文書の破棄を証明することにより、本契約および本ライセンスの契約を終了することができます。また、本契約に対する重大な違反が発見された場合、お客様が弊社から契約違反に関する書面通知を受けてから 30 日以内に是正されなかった際には、本契約は終了するものとします。本契約が終了した場合、本ライセンスはその事由に関わらず直ちに無効となり、お客様は本ソフトウェアの全てのコピーを即座に破棄するものとします。なお、本契約の第六条、第七条、第十条から第十七条までの記載により発生する義務については、契約終了に関わらず、有効のままといたします。

**3.　サポートサービス。** 弊社および正規Kofax販売代理店がお客様にご提供するサポートサービスにつきましては、お支払いいただいた年間サポート料（本契約および「Kofax Support」コミットメント（以下、「本コミットメント」）で定める使用条件に基づく）、弊社ウェブサイト（www.Kofax.com/support/ <http://www.Kofax.com/support/>）にて常時入手可能な現在のバージョン、そしてこれらの情報を参照することにより盛り込まれる条項が対象になります。サービスに含まれる内容・含まれない内容および他の要件については、本コミットメントに記載されています。なお、弊社は、予告なしに本コミットメントの内容を若干変更する場合がございます。サポートの価格設定は当初期間に相互の合意のもとに行い、契約更新時にお客様がソフトウェアのライセンスを追加購入される際には、それらの年間サポート料が追加された金額が、新たなサポートサービスの価格になります。なお、値上げの上限を前年期間の５％とします。サポートサービスの当初期間（１年間）は、本ソフトウェアの請求書に記載された日付の翌月の最初の日から開始されます。弊社が本ソフトウェアに対するサポートサービスを原則全てのお客様に対して提供し続ける間は、お客様の方から契約期間終了の 30 日前までに書面で通知にて更新されない意向を示された場合を除き、本契約は 1 年毎に自動更新されるものとみなします。契約期間が終了する最大 60 日前までに、弊社からお客様宛てに契約更新料が記載された請求書が送付されます。なお、期日を過ぎた未払いの請求書に関して弊社の書面通知から 10 日以内に精算されなかった場合、その他の重大な違反に関する通知を受けてから 60 日以内に問題が解決されない場合、またはお使いのソフトウェアが本契約（有効なソフトウェア使用許諾契約）の対象から外された場合は、弊社からお客様に提供されている全てのサポートサービスを停止させていただくことがございます。本契約の終了後は、弊社からのサポートサービスは提供されません。もしもお客様が契約終了後にサポートサービスの再提供をご希望された場合、お客様は 1）年間サポート料と契約終了日からサービス再提供日までの未払いのサポート料の合計金額、および、2）サービス再提供日から最低 1 年間分のサポート料をお支払いいただくことに合意されたものといたします。お客様に提供される全てのメンテナンスリリース、アップデート、パッチ、回避策および関連文書は、本契約で定義された「本ソフトウェア」と見なします。お使いのソフトウェアプログラムに対応したメンテナンスリリースを入手しインストールされた場合、お客様は（本契約が許可する最新版の保管用コピーとは別に）、旧バージョンのコピーを保管用に 1 点のみ所有することが許可されており、他の全てのコピーを破棄しなくてはなりません。

**4. プロフェッショナルサービスの契約。** 全てのプロフェッショナルサービスは、当事者の権限を有する代表者が書面にて相互に合意した個別の契約に基づき行われるものとします。本ソフトウェアに対して発生する料金は、本契約書第 5 条で定められた条件に基づきお支払いいただき、いかなる形式においても個別のプロフェッショナルサービス契約の履行または完了に左右されることはありません。

**5. 価格 / 支払い / 納品。** 本契約書で認められている全ての権利は、該当する料金をお支払いいただくことを条件としています。支払い期限は、請求書に記載された日付から 30 日以内とします。お客様は、該当する売上・使用税・VAT（付加価値税）または消費税・職務・査定金額の全額を弊社にお支払いまたは払い戻しいただくことに合意されたものとみなします。お客様が、弊社の法人税に関する一切の責任を負うことはありません。お客様への納品物について、弊社からの出荷後に生じた、お客様及び弊社いずれの責めにも帰することのできない事由に基づく当該納品物の滅失、毀損その他の損害はお客様の負担となります。また、納品物に関して弊社が負担する送料は、納品物の積荷港までのものとなります。

**6. 著作権について。** 本ソフトウェアは、弊社および / またはライセンサーが自費で開発した専売権付き商用ソフトウェアです。本ソフトウェアおよび関連文書に関する知的財産権は、アメリカ合衆国著作権法と国際的な著作権条約規定、さらには企業秘密、工業所有権、不正競争、またはソフトウェアをご利用される地域に存在する法律に従って、弊社に帰属します。本契約の元に提供される製品またはサービスが、「職務著作物」と見なされることはございません。お客様自身またはお客様を介した第三者が、1）いかなる意味においてもデコンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングまたはソースコードやその他アイデアを本ソフトウェアから得るために再構築を試みること、2）製品の識別、著作権表示およびその他の記号などを除去すること、3）本ソフトウェアの賃借、賃貸、および第三者にサブライセンスを付与すること、4）取扱説明書に記載されている場合もしくは弊社との個別のライセンス契約にて許諾されている場合を除き、本ソフトウェアの改造、他のソフトウェアへの組み込み、または本ソフトウェアからの派生物を生成すること、そして 5）本ソフトウェアまたはその一部をライセンス許諾の範囲を超えて使用することは、著作権法によって禁止されています。ライセンスに従った合理的な理由が存在する場合、およびバックアップや保管用途に限定して必要な場合を除いては、本ソフトウェアまたはその一部をコピーすることはできません。

**7. 制限付き保障。** 本契約に記載された制限に従うことを条件に、弊社はエンドユーザー本人であるお客様に対して、受け渡しから 90 日以内までの期間、a）ハードウェアキーと、本ソフトウェアが含まれる媒体の材質・仕上がり品質に問題が無いこと、b）そのソフトウェアが、お引き渡し時点で最新の弊社の関連文書に実質的に適合していることを保証いたします。保証に含まれる排他的救済および弊社の全責任は、弊社の判断により、

不適合のソフトウェア・ハードウェアキー・媒体・文書の交換と、返品を条件とするライセンス費用の返金が対象となります。事故・誤用・不正使用が原因でソフトウェアが故障した場合は、保証は無効になります。交換されたソフトウェアの保障期間として、最初のソフトウェアの保証期間の残り日数または 30 日間のいずれか長い方が適用されます。ここにおけるサービスとは、一般に認められたソフトウェア業界の基準に準拠するサービスを提供することを意味します。なお、本条項はプロフェッショナルサービスには適用されません。

**8. 追加保証の免責事項。** 上記の明示保証は、他の保証全てに代わるものです。弊社は、明示または黙示を問わず、市販性、特定目的との適合性、取引過程・商慣習から生じる権利侵害がないことなどを含む、保障に対する責任を負いません。

**9. 知的財産の賠償。** 弊社は、お客様がアメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、日本または EU 諸国にて本ソフトウェアを本契約を遵守しながら使用されたにも関わらず、第三者の特許権、著作権、または企業秘密を侵害するとの主張、訴訟や申し立てを受けた場合、弊社の自費にて弁護いたします。そのような申し立てを受けた際には、お客様は速やかに書面にて弊社に通知し、得られる全ての情報の提供と、そのための支援を行うことに同意されたものとみなします。また、弊社は以上の申し立てに対する弁護、和解、妥協に関する独占的権利を有します。お客様が本契約の条項を遵守していただく限り、最終的に第三者への金銭的な支払いが発生した場合でも、弊社が全ての損害、費用および経費を支払いすることを約束いたします。仮に本ソフトウェアが上記の侵害に該当する場合、または該当する可能性があると弊社が認識している場合は、弊社の裁量にて、本ソフトウェアを交換または修正して権利侵害を回避するか、お客様に本ソフトウェアを継続して利用いただける権利を確保いたします。万が一、これらの選択肢が商取引上の合理性に欠けると弊社が判断した場合は、お客様に権利を侵害しているソフトウェアを弊社に返品していただき、弊社は、上記で義務付けられた損害、費用および経費の支払いを含め、お客さまからお支払いいただいたライセンス費用（ただし、3 年間の定額償却した金額）を返金するものとします。お客様が、本ソフトウェアを、a）弊社以外の製品と合わせて使用、b）お客様自身の希望で本ソフトウェアを改造、c）最新版を使用すれば回避できたにも関わらず最新版以外の版数のソフトウェアを使用、d）供与されたライセンスの範囲外で使用されたことのいずれかが原因で発生した（または申し立てを受けた）侵害については、弊社は一切の責任を負いかねます。
特許権、著作権および企業秘密を含む（ただし、これらに限定されない）知的所有権の侵害に関して、弊社が負うべき責任については全て、前述の記載の通りです。

**10. 賠償責任の制限。** 弊社は、いかなる場合においても（損害が生じる可能性について報告を受けていた場合を含む）、お客さまに対して、利益損失、データの紛失または劣化、営業停止、代替品の調達、そして間接的、特例的、結果的、付随的または懲罰的な損害についても、その原因や責任法理を問わず、本ソフトウェアの使用（または使用できないこと）またはサービス提供によって発生した損害に関する一切の責任を負いかねます。第九条に記載された場合を除き、弊社のお客さまに対して負う賠償金額が、契約、不法行為（過失を含む）その他いかなる場合においても、お客様が本契約に基づいてお支払いいただいた金額を超過することはありません。

**11. 衡平法上の救済。** お客様は、本契約の重大な違反によって弊社の本ソフトウェアまたはその他機密資料の所有権に悪影響が与えられた場合は、弊社に対して金銭的な損害賠償では補えない回復不能な損害を生じさせることを理解し、本契約または法律上の救済策に加えて、弊社が衡平法上の救済（差止命令など）を求める権利があることに同意されたものとします。

**12. 譲渡。** お客様は、弊社の書面による事前の同意なしに本契約または権利を譲渡してはなりません。

**13. 通知。** 本契約に基づく全ての通知は、書面で行われることおよび本契約を参照していることを前提に、1）お客様ご本人へ手渡しされた時、2）ファックスでの送信が確認された時、3）受領証の返送が指定された書留郵便または配達証明郵便で送付された 5 日後、または 4）領収書付きで宅配便業者に預けた 1 日後をもって、受領されたものと見なします。

**14. 権利の放棄 / 可分性。** お客様または弊社の一方が本契約のいずれかの条項を行使しなかったとしても、それ以降に該当する条項および他の全ての条項を行使することを放棄したとは見なされません。同様に、本契約で定められた範囲を超えるような条項の行使が権利放棄と見なされたり、本契約で明示された条項に反する取引過程を確立させるものであるという解釈は成り立ちません。本契約のいずれかの条項が執行不可能であると管轄裁判所から宣告された場合は、その条項を必要最小限まで限定あるいは排除することによって、それ以外の場合は本契約の効力が存続するものとします。

**15. 紛争の解決。** 本契約から何らかの紛争が生じた場合には、お客様と弊社（以下、「両当事者」）が、決裁権限を有する上級管理職への速やかなエスカレーションを含む非公式な手段で、その紛争を解決するよう誠意を持って努力するものとします。結果的に紛争が解決できなかった場合、この案件は米国仲裁協会の規定に従い最終的かつ拘束力のある調停結果を求める為に提出されるものとします。その際の仲裁人の選定および調停手続きのスケジューリングに関しては、両当事者が協力をすることに同意したものと見なします。調停手続きは一人の仲裁人によって英語で行われ、「法の抵触」に関する法律を除くカリフォルニア州の実体的な州法および連邦法が適用されます。なお、両当事者は、「国際物品売買契約に関する国際連合条約」として知られる法典が本契約には適用されないことについて、明確に合意したものとみなされます。調停手続きはカリフォルニア州オレンジ郡にて実施されるものとします。本条項の実施とそれに伴う裁定は、管轄権を有する裁判所によっても実施される場合があります。勝訴した当事者は、調停にかかった全ての費用と、仲裁または仲裁裁定書の施行で結果的に発生した弁護士料を含む妥当な経費を受け取る権利を有します。本契約に関する調停手続きにより生じる懲罰的損害賠償は、支払われない場合があります。

**16. 不可抗力。** いずれの当事者も、当事者に制御できない事由を原因とする本契約の不履行について（ただし、相手方に迅速に通知を行い相応の努力をすることを条件とする）、責任を負うことはありません。

**17. 完全な合意。** 本契約および全ての添付文書は、本契約の主体に関する両当事者間の完全な合意を構成するものです。契約締結前の本契約に関する書面または口頭による全ての約束または了解事項よりも優先され、両当事者間に存在する文書の内容と矛盾する条項についても、本契約が優先されます。お客様および弊社の正式な権限を有する代表者によってそれぞれ署名された文書がない限り、本契約を変更、改正または放棄することは認められません。